

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○形質変更時要届出区域の指定(二件)	(環境対策課)	一
○農業振興地域の指定	(農業振興課)	五
○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部改正	(同)	九
○昭和四十七年宮城県告示第二百六十号(農業振興地域の指定)の一部改正	(同)	九
○昭和四十八年宮城県告示第百六号(農業振興地域の指定)の一部改正	(同)	九
○昭和四十八年宮城県告示第二百六十二号(農業振興地域の指定)の一部改正	(同)	九
○農用地利用配分計画の認可の申請	(同)	九
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	九
○海岸保全区域の指定(三件)	(同)	一〇
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(四件)	(同)	一一
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	一二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	一二
○昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号(県立都市公園の設置)の一部改正	(都市計画課)	一三
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	一三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁高校教育課)	一四

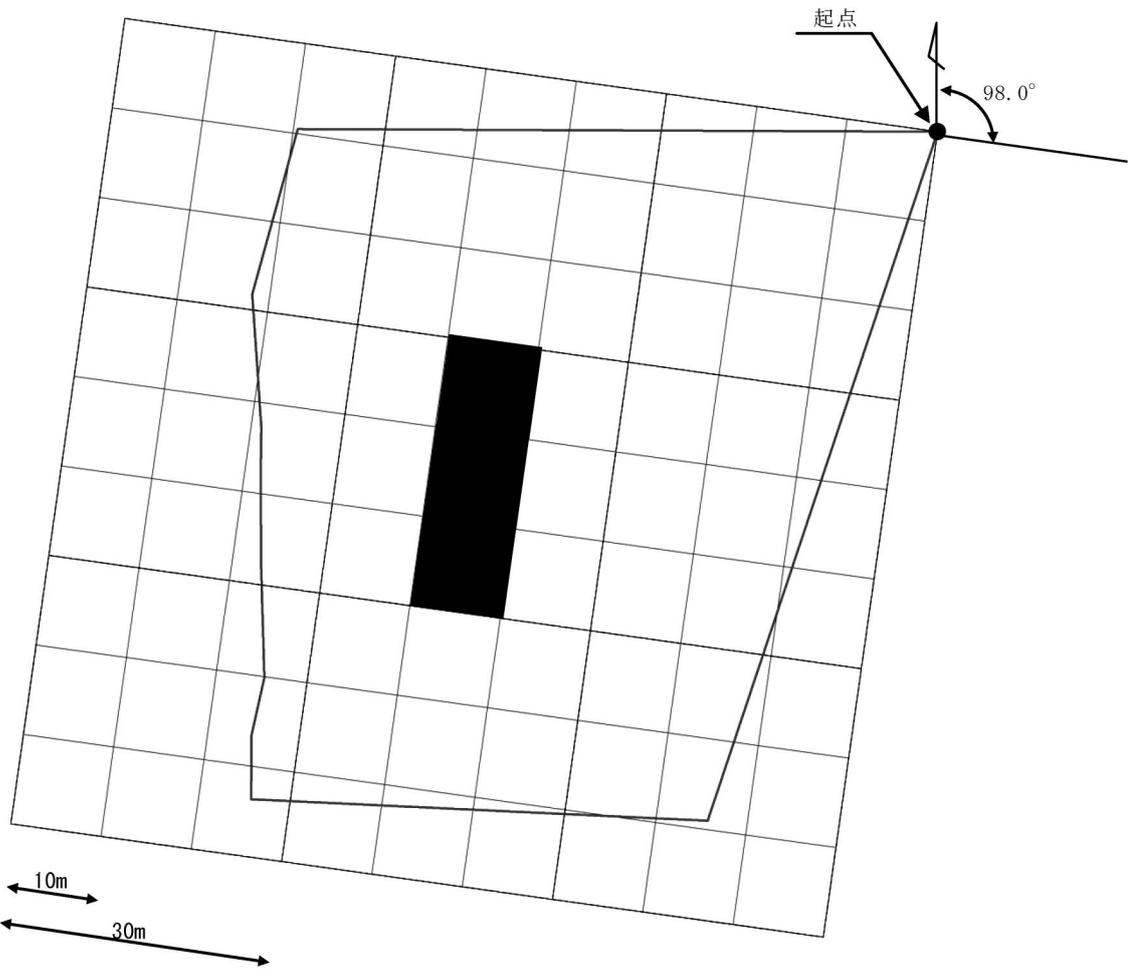
告 示

○宮城県告示第八百五十六号
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。
平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

栗原市鶯沢南郷荒町三十七番二の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例	
■	: 形質変更時要届出区域
—	: 敷地境界

< 起点 >

起点は、対象地の北端とする。

< 格子の回転角度 > 98.0°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合して
いない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

○宮城県告示第八百五十七号

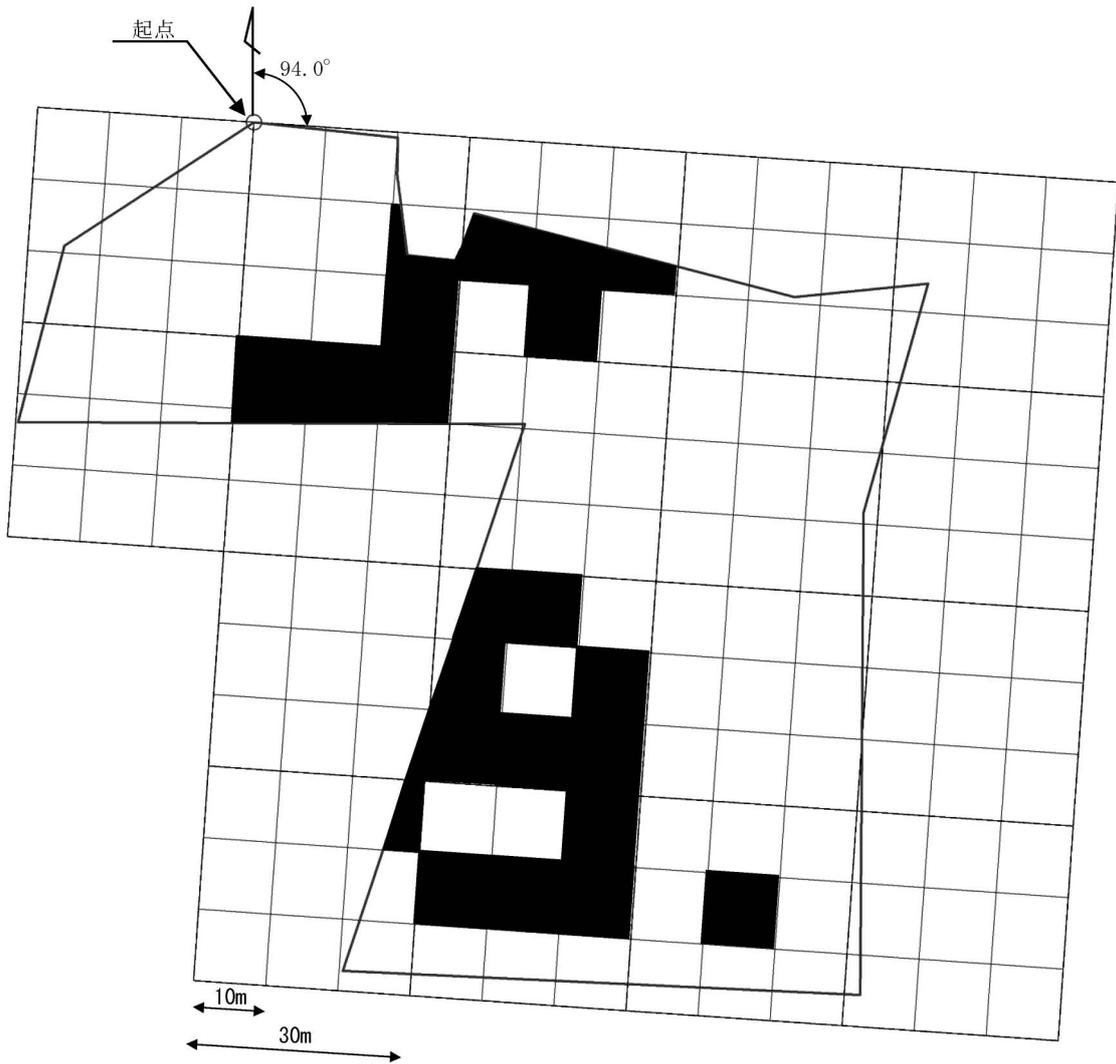
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区
域として、次のとおり指定する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

一 栗原市鶯沢南郷荒町三十七番三の一部とし、次の図のとおりとする。



凡 例	
■	: 形質変更時要届出区域
—	: 敷地境界

< 起点 >

起点は、対象地の北端とする。

< 格子の回転角度 > 94.0°

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合して
いない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質
の種類

カドミウム及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

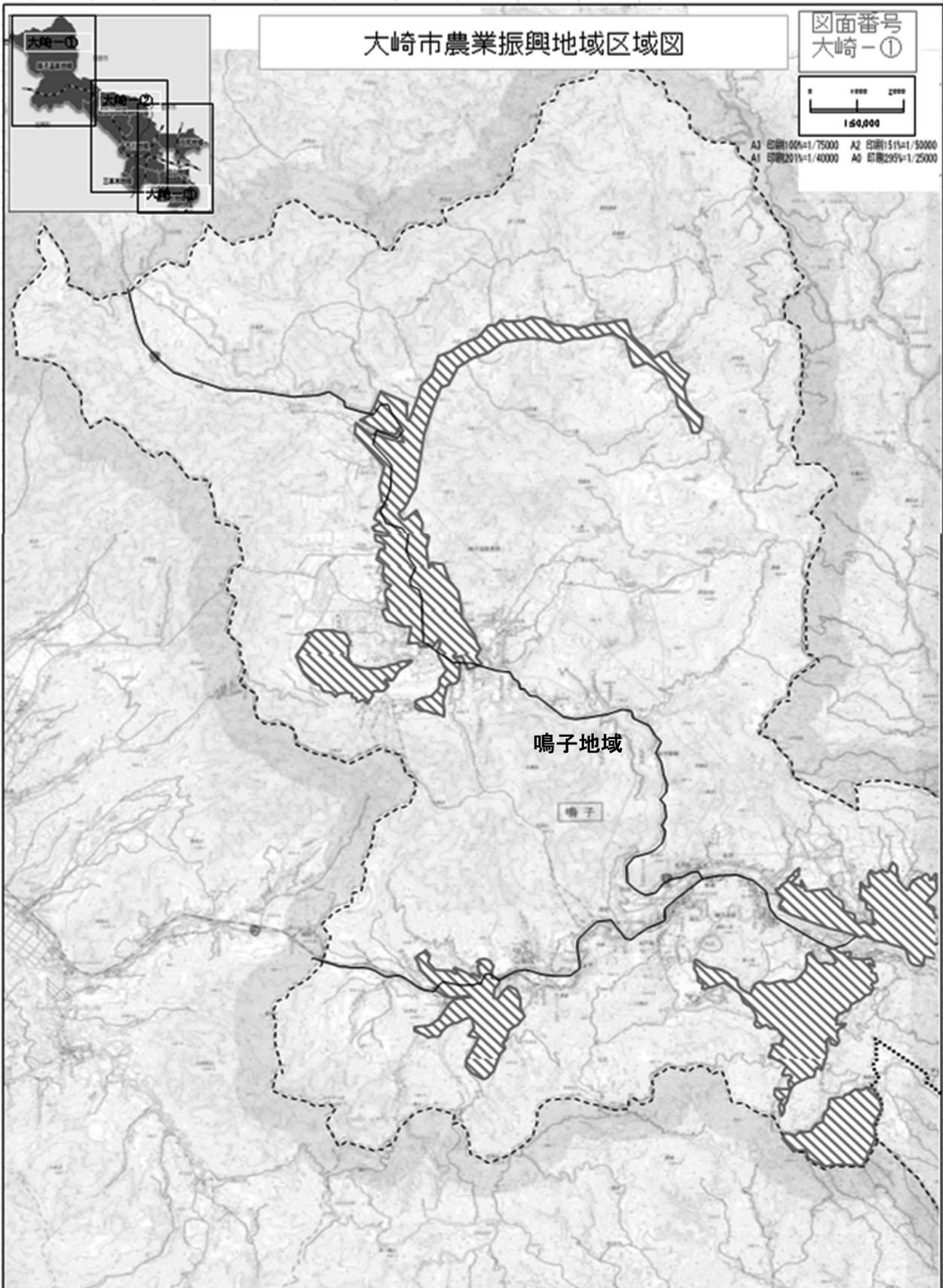
○宮城県告示第八百五十八号

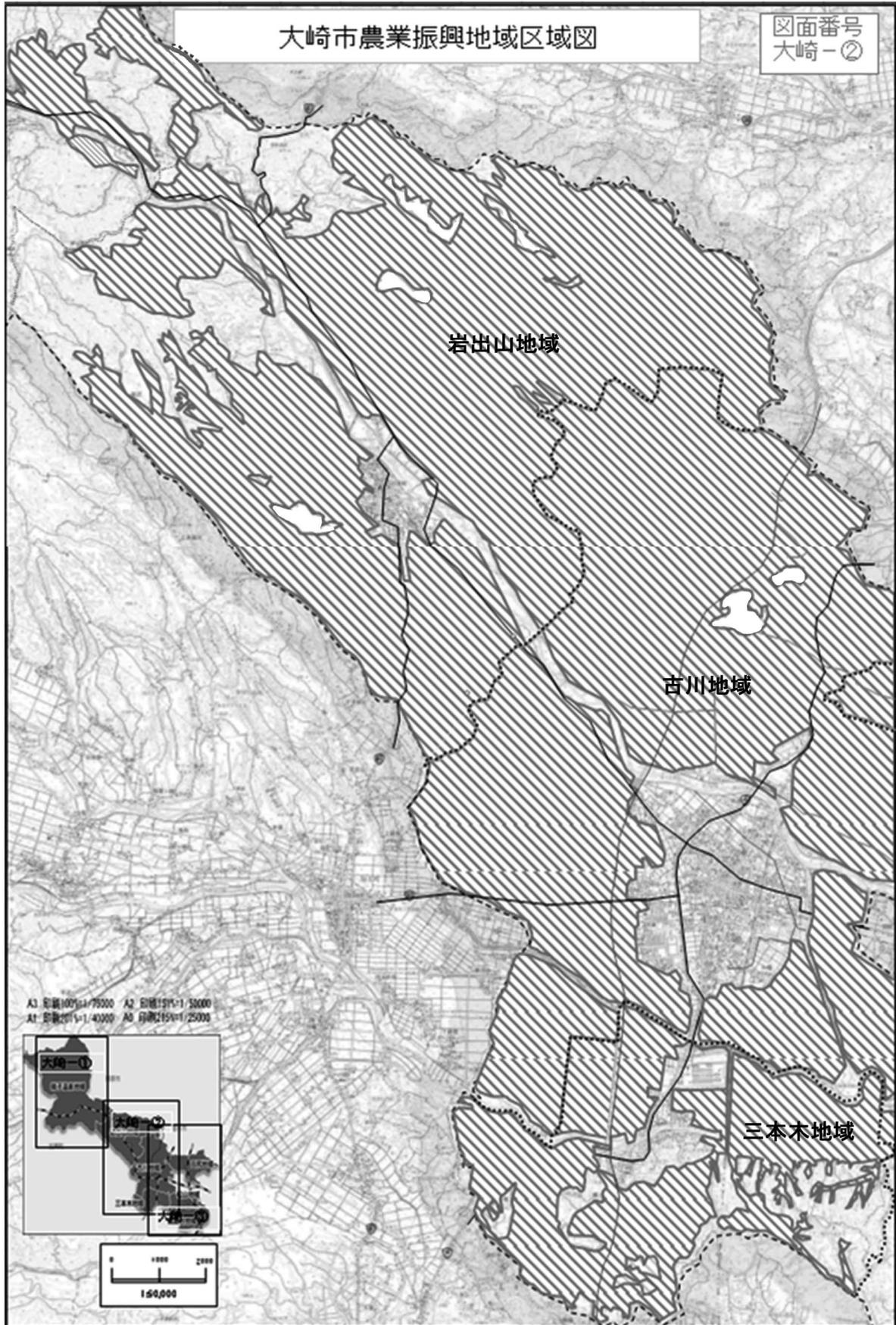
農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、大
崎市に係る農業振興地域を次のとおり指定する。

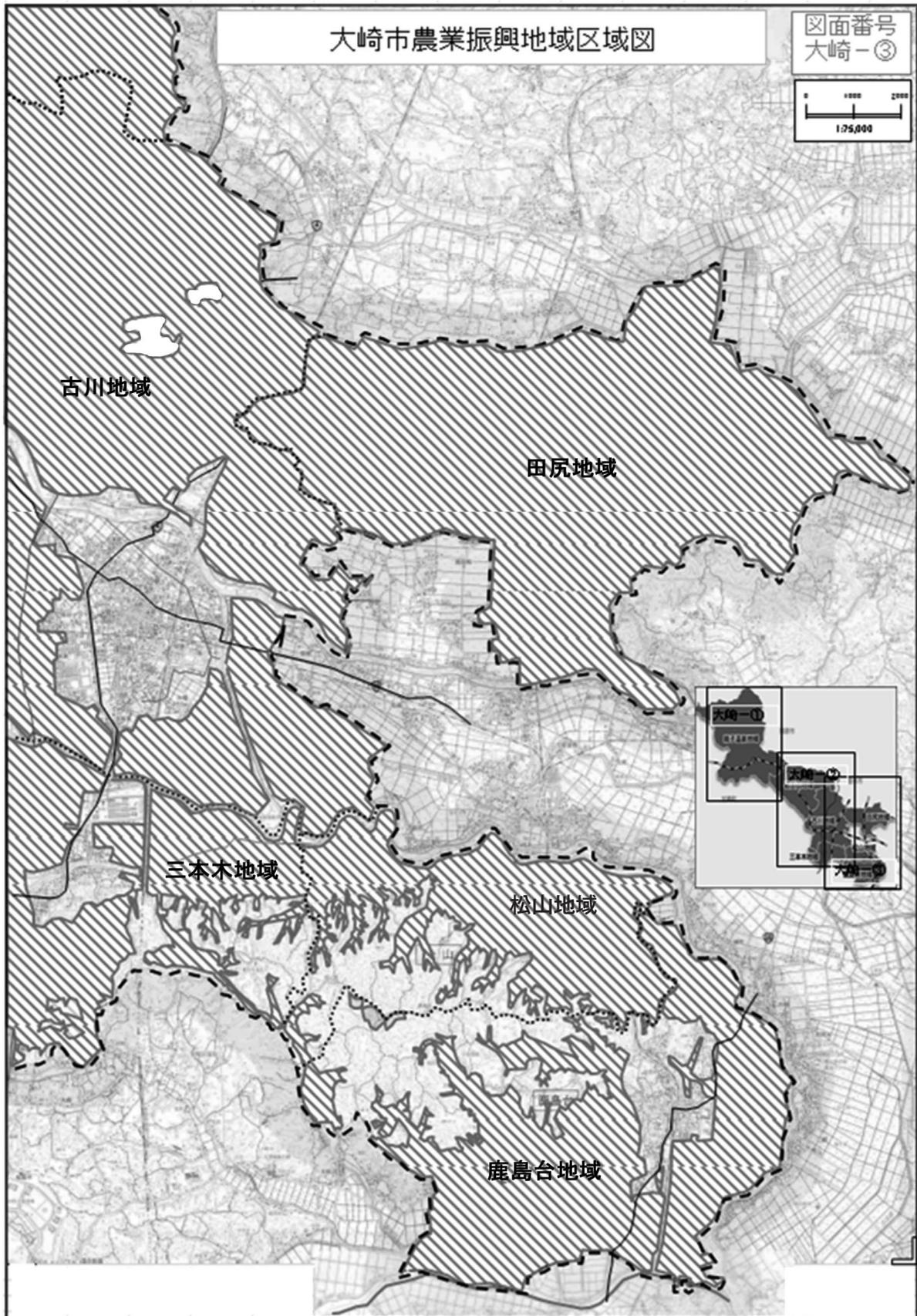
平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の平面図の斜線部分の区域







○宮城県告示第八百六十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指定区域
	漁港名	海岸地区	
三陸南沿 岸	小鯖漁港 海岸	小鯖地区 海岸	次に掲げる地点を結んだ直線及びヤ点と基点Bから沼市唐桑町小鯖内二級基準地点の地点

○宮城県告示第八百六十八号
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指定区域
	漁港名	海岸地区	
三陸南沿 岸	寺浜漁港 海岸	寺浜地区 海岸	平成二十八年十月二十一日宮城県告示第八百六十四号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町寺浜地区の寺浜漁港海岸保全区域のうち寺浜漁港区域に接する区域

○宮城県告示第八百六十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指定区域
	漁港名	海岸地区	
三陸南沿 岸	藤浜漁港 海岸	藤浜地区 海岸	平成二十八年十月二十一日宮城県告示第八百六十五号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町藤浜地区の藤浜漁港海岸保全区域のうち藤浜漁港区域に接する区域

○宮城県告示第八百七十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である宮城県知事が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指定区域
	漁港名	海岸地区	
三陸南沿 岸	小鯖漁港 海岸	小鯖地区 海岸	平成二十八年十月二十一日宮城県告示第八百六十六号により海岸保全区域として指定した気仙沼市唐桑町小鯖地区の小鯖漁港海岸保全区域のうち小鯖漁港区域に接する区域

○宮城県告示第八百七十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である宮城県知事が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指定区域
沿岸名	漁港名	
三陸南沿岸	小鯖漁港	
海岸地区	海岸地区	平成二十八年十月二十一日宮城県告示第八百六十七号により海岸保全区域として指定した気仙沼市唐桑町小鯖地区の小鯖漁港海岸保全区域のうち小鯖漁港区域に接する区域
小鯖地区	小鯖地区	

○宮城県告示第八百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前A	後B	前A	後B			
気仙沼市大浦三六〇番地先から同市大浦二二九番二地先まで		五・七〇	六・〇〇	一四五・〇	一四五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第八百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東

部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四六号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	後		
登米市東和町米川字飯土井三九番地先から同市東和町米川字土手前七番三地先まで		六・一〇	一〇・六〇	二〇・八〇	七一八・三〇

○宮城県告示第八百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	次の図のとおり	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	気仙沼市松川（次の図のとおり）	宮城県土木部防	宮城県土木部防
急傾斜地の崩壊	気仙沼市館山二丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防	宮城県土木部防
急傾斜地の崩壊	気仙沼市三日町二丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防	宮城県土木部防
急傾斜地の崩壊	気仙沼市三日町二丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防	宮城県土木部防
砂浜	本吉郡南三陸町歌津寄木（次の図のとおり）	宮城県土木部防	宮城県土木部防
砂浜	本吉郡南三陸町歌津寄木（次の図のとおり）	宮城県土木部防	宮城県土木部防
砂浜	本吉郡南三陸町歌津寄木（次の図のとおり）	宮城県土木部防	宮城県土木部防
寄木沢2	本吉郡南三陸町歌津寄木（次の図のとおり）	宮城県土木部防	宮城県土木部防

寄木沢3-1	土石流	本吉郡南三陸町歌津寄木（次の図のとおり）
寄木沢3-2	土石流	本吉郡南三陸町歌津寄木（次の図のとおり）
寄木の1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町歌津寄木（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七十五号

昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号（県立都市公園の設置）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月二十一日から施行する。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表中「字浜須賀松国有林五四六林班ハ、ハ、ニ、ニの一部」を削る。

○宮城県告示第八百七十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十八年十月十日	米沢 行雄	二級建築士	第八百四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	渡辺 一	二級建築士	第八百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	今野 長三	二級建築士	第八百三十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	三品 林一	二級建築士	第八百四十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	若松 主一	二級建築士	第八百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	菅原 廣喜	二級建築士	第八百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十八年十月十日	千葉 盛	二級建築士	第八百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	須田 市治	二級建築士	第八百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	木村 瀧治	二級建築士	第八百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	藤田 喜市	二級建築士	第九百四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	小野寺 斌	二級建築士	第九百九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	村上 亨吉	二級建築士	第九百二十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	遊佐 萬寿	二級建築士	第九百二十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	柴田 久藏	二級建築士	第九百四十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	柴田 今朝	二級建築士	第九百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	渡辺 喜光	二級建築士	第九百四十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	橋爪 勘次	二級建築士	第九百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	山田 清吉	二級建築士	第九百六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	猪股 慶吉	二級建築士	第九百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	門間 與市	二級建築士	第九百六十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	小室 藤藏	二級建築士	第九百七十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	佐瀬 哲郎	二級建築士	第九百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	佐々木 清	二級建築士	第九百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	日下 弥市	二級建築士	第九百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	渡辺 敬吉	二級建築士	第九百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	菅原 栄四	二級建築士	第九百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	菅原 栄四	二級建築士	第九百九十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十八年十月十日	太田 庄助	二級建築士	第千五百五十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	瀬戸 廣治	二級建築士	第千五百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	佐藤 豊吉	二級建築士	第千五百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	江田 彦七	二級建築士	第千四百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	渡辺 甚三	二級建築士	第千四百四十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	稲田 老之	二級建築士	第千三百三十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	武藤 博治	二級建築士	第千三百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	井上 一郎	二級建築士	第千三百三十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	鈴木 栄	二級建築士	第千二百二十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	庄司 虎之丞	二級建築士	第千二百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	木村 寅雄	二級建築士	第千一百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	斉藤 栄吉	二級建築士	第千六百六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	瀬崎 角太	二級建築士	第千七百十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	峯岸 宮治	二級建築士	第千七百十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	大河内 時明	二級建築士	第千七百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	石井 栄記	二級建築士	第千五百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	仁木 兼志	二級建築士	第千五百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	千葉 専左	二級建築士	第千五百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	和泉 定吉	二級建築士	第千二百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	三浦 正助	二級建築士	第千十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種一号） 百七十キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年九月十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 株式会社気仙沼商会仙台支店 宮城県仙台市泉区市名坂字原田一六〇
- 五 落札金額 千七百七十三万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年八月十九日

平成二十八年十月十日	菅井 才治	二級建築士	第千五百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	大崎 與八	二級建築士	第千七百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十八年十月十日	村田 吉二	二級建築士	第千八百八十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため